

第2次 公立藤岡総合病院改革プラン

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 団 体 名 | 多野藤岡医療事務市町村組合 | | | | | | | |
| プ ラ ン の 名 称 | 第2次 公立藤岡総合病院改革プラン | | | | | | | |
| 策 定 日 | 平成 24年 10月 1日 | | | | | | | |
| 対 象 期 間 | 平成 24年度 ～ 平成 25年度 | | | | | | | |
| 病院の現状 | 病 院 名 | 公立藤岡総合病院 公立藤岡総合病院附属外来センター | | | | | | |
| | 所 在 地 | 公立藤岡総合病院： 群馬県藤岡市藤岡942番地1 公立藤岡総合病院附属外来センター： 群馬県藤岡市中栗須813番地1 | | | | | | |
| | 病 床 数 | 公立藤岡総合病院： 一般391床 感染症4床 合計395床 公立藤岡総合病院附属外来センター： 一般19床(人間ドック19床) 合計19床 | | | | | | |
| | 診 療 科 目 | 内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 | | | | | | |
| 公立病院として今後果たすべき役割 | <p>当院は、藤岡市およびその周辺地域からなる藤岡保健医療圏の拠点病院として、一般診療、救急診療、高度専門診療など多彩な役割を担っている。「地域医療支援病院」「地域がん診療連携拠点病院」「地域周産期母子医療センター」「災害拠点病院」などに指定されており、地域の医療機関との機能分担・連携を図りながら、地域から信頼される病院づくりに取り組んでいる。一次救急及び二次救急を24時間体制で行っており、藤岡保健医療圏のみならず、群馬県中西部、埼玉県北部を含めた広範囲な地域からの救急患者を受け入れている。小児救急については、群馬県西毛地区の小児中核病院として輪番制に加わっている。</p> <p>平成14年4月より入院機能と外来機能を分離し、入院と救急医療に特化した病棟と、人間ドックや訪問看護機能も有する高機能な外来センターが診療の両翼となっているが、外来分離に起因する運営面での非効率性や、病棟と外来センターの掛け持ち診療を行わざるを得ない医師の負担の増大などのデメリットが顕在化し、全国的な勤務医不足の状況と相まって経営圧迫の要因となっていることから、将来にわたって安定的かつ継続的な地域医療を提供していくため、病院と外来センターの再統合に向けて、病院機能の再整備に取り組んでいる。</p> | | | | | | | |
| 一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く) ○ 病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分)相当額 ○ 救急医療の確保に要する経費(救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額) ○ 小児医療に要する経費(小児医療の実施に要する経費のうち、その収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額) ○ 周産期医療に要する経費(周産期医療の実施に要する経費のうち、その収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額) ○ 児童手当法に規定する児童手当経費について一般会計が負担すべき額 ○ 総務省通知の繰出基準の考え方にに基づき、項目ごとの算定を基礎として、新たな繰出は構成市町村と協議する | | | | | | | |
| 経営効率化に係る計画 | 財務に係る数値目標(主なもの) | 21年度(実績) | 22年度(実績) | 23年度(実績) | 24年度(計画) | 24年度(実績) | 25年度(計画) | 25年度(実績) |
| | 経常収支比率(%) | 97.3 | 99.7 | 103.8 | 103.8 | | 103.2 | |
| | 職員給与費比率(%) | 53.4 | 52.3 | 48.9 | 48.0 | | 48.6 | |
| | 病床利用率(%) | 85.2 | 84.8 | 86.0 | 86.1 | | 86.1 | |
| | 医業収支比率(%) | 98.5 | 100.4 | 104.6 | 104.8 | | 103.8 | |
| | 材料費対医業収支比率(%) | 25.7 | 24.6 | 24.5 | 25.1 | | 25.1 | |
| | 薬品費対医業収支比率(%) | 16.1 | 15.6 | 15.6 | 16.0 | | 16.0 | |
| 上記目標数値設定の考え方 | <p>当院は、病院と附属外来センターが約1.5km離れて分離しており、事実上2施設を運営していることから、人や物の非効率的な配置による経費増や、掛け持ち診療を行わざるを得ない医師の負担増などの当院固有の構造的な問題を抱えており、これが安定かつ継続的な経営健全化を図るうえでの妨げとなっている。</p> <p>今後も引き続き経費削減・収入増加に取り組み経常黒字化を目指すと共に病院機能の抜本的な改革、すなわち病院と外来センターの再統合に向けた病院機能再整備を実現し、現状の非効率・不合理を解消することによってさらなる経営健全化を目指す。</p> | | | | | | | |

| | | | | 団体名 (病院名) | 多野藤岡医療事務市町村組合 (公立藤岡総合病院／附属外来センター) | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|---|----------|--------------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)(単位:人) | | 21年度(実績) | 22年度(実績) | 23年度(実績) | 24年度(計画) | 24年度(実績) | 25年度(計画) | 25年度(実績) |
| 年延入院患者数 | | 115,154 | 114,261 | 116,270 | 116,000 | | 116,000 | |
| 年延外来患者数(病院) | | 36,428 | 35,687 | 35,171 | 35,700 | | 35,700 | |
| 年延外来患者数(外来センター) | | 177,320 | 183,176 | 185,987 | 186,200 | | 185,440 | |
| | | | | | | | | |
| 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画 | 民間的経営手法の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医事業務、清掃業務、洗濯業務、宿直警備業務、医療機器保守、施設設備保守 廃棄物処理、給食業務、滅菌処理業務の委託化(平成23年度までに実施済) ○ 引き続き継続的な業務委託の見直しや導入を検討 | | | | | | |
| | 事業規模・形態の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 附属外来センターの診療所化(平成17年度実施済) ○ 「公立藤岡総合病院機能再整備基本計画」を策定し、分離している病院と附属外来センターの再統合について検討を進めることを決定(平成20年度) ○ 平成20年度に策定した「公立藤岡総合病院機能再整備基本計画」をより具体化するための計画および計画図策定に向けコンサルテーションを導入し検討(平成24年度) <p><今後の取組>(予定)</p> <p>平成24年度～ 構成市町村との協議</p> <p>平成25年度 新病院建設の基本設計</p> | | | | | | |
| | 経費削減・抑制対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的資金補償金免除繰上償還(平成19・20年度)により、利率6%以上の借入金について低利債に借換えすることによって支払利息の軽減 ○ 平成20年度、熱源設備(ボイラー)の更新に伴い燃料をA重油から都市ガスへ転換し、燃料費の削減 ○ 主に事務・技能労務職員の職員数および人件費の見直しを継続 ○ 業務委託契約内容の見直し等による経費削減を継続 ○ ジェネリック医薬品の利用促進による材料費削減 ○ 薬品及び診療材料の契約交渉支援業務委託による材料費削減 | | | | | | |
| | 収入増加・確保対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遊休資産(医師住宅用地)の売却(平成18年度) ○ 群馬県市町村総合事務組合の退職手当支給事務を脱退、精算金を受入(平成18年度) ○ 診療報酬項目の取得できる施設基準を整備し、収益の向上を図る 地域医療支援病院認定(平成18年度～) 看護配置体制7:1取得(平成18年度～) 地域がん診療連携拠点病院認定(平成18年度～) 医師事務作業補助体制加算50対1から40対1へ(平成24年4月～) ○ DPC対象病院としてDPC請求額の向上を図る DPCと病院経営に関することについて高崎健康福祉大学との共同研究を行い正確なコーディングによる請求額の向上効果を上げる(平成23年1月～) ○ 限度額認定や出産育児一時金委任払など制度の活用・クレジットカード納付の導入(平成23年9月～)における未収金の事前対策と職員および一部外部委託による積極的回収 ○ 外来化学療法室増築(患者数の増加に伴う収入増加)(平成24年度 外来センター) | | | | | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員駐車場の有料化(平成14年度～) ○ 人間ドック・健診施設機能評価認定(附属外来センター 平成18年1月16日認定) ○ 病院機能評価Ver.6.0を平成21年度に受審し、医療機能の向上を図る(Ver.6.0 平成22年6月20日認定) ○ 電子カルテ導入による業務の効率化(平成23年度 病院 平成24年度 外来センター) | | | | | | |
| 各年度の収支計画 | | 別紙のとおり | | | | | | |
| その他の特記事項 | 病床利用率の状況 | 21年度 85.2% 22年度 84.8% 23年度 86.0% | | | | | | |
| | 病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等 | 病院と附属外来センターの再統合の検討を進める中で、現在の病床利用率を参考に適正な病床数や施設の建設等について具体的に計画していく。 | | | | | | |

団体名
(病院名)

多野藤岡医療事務市町村組合
(公立藤岡総合病院／附属外来センター)

| | | | |
|-----------------|----------------------------------|--|---|
| 再編・ネットワーク化に係る計画 | 二次医療圏内の公立病院等配置の現況 | 当病院が所在する群馬県藤岡保健医療圏には、公立病院が2病院(公立藤岡総合病院(藤岡市:395床)、藤岡市国民健康保険鬼石病院(藤岡市:99床))所在している。 また、当院の附属外来センター(藤岡市:19床(人間ドック19床))が、病院から約1.5km離れた場所に分離して所在している。 | |
| | 都道府県医療計画等における今後の方向性 | 群馬県における公立病院は県内各地にバランス良く配置されており、同一の市町村内に複数の病院がある場合にも、機能分担が図られていることから、再編ではなく連携に重点をおいた取組を進める。 | |
| | 再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 | <p><時期></p> <p>平成24年度</p> <p>平成24年度～</p> <p>平成25年度</p> | <p><内容></p> <p>平成20年度に策定した「公立藤岡総合病院機能再整備基本計画」をより具体化するための計画および計画図策定に向けコンサルテーションを導入し検討</p> <p>構成市町村等との協議</p> <p><今後の取組>(予定)</p> <p>基本設計</p> |
| 経営形態見直しに係る計画 | 経営形態の現況 | <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 | |
| | 経営形態の見直し(検討)の方向性 | <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行 | |
| | 経営形態見直し計画の概要 | <p><時期></p> | <p><内容></p> <p>○ 地方公営企業法全部適用の検討</p> |
| 点検・評価・公表等 | 点検・評価・公表等の体制 | 平成21年度に、藤岡市国民健康保険鬼石病院との合同により「公立藤岡総合病院改革プラン・藤岡市国民健康保険鬼石病院改革プラン評価委員会」を設置し、点検・評価を行い、各病院のホームページ上で結果を公表した。平成24年度以降も同様に点検・評価・公表を行う予定。 | |
| | 点検・評価の時期 | 毎年12月頃 | |
| その他特記事項 | | | |